

# Google LLCから申請のあった確約計画の認定について（違反被疑行為の概要）

平成22年以降、ヤフーに対して、  
検索エンジン・検索連動型広告の技術を提供  
その技術のうち

契約変更によって  
モバイル・シンジケーション取引に  
必要な技術の提供を制限  
(平成27年9月～令和4年10月)

代わりになる  
技術がない…

モバイル・シンジケーション取引  
(検索サイト等の広告枠に検索連動型広告を配信)

ウェブサイト運営者等  
(検索ポータルサイト等)

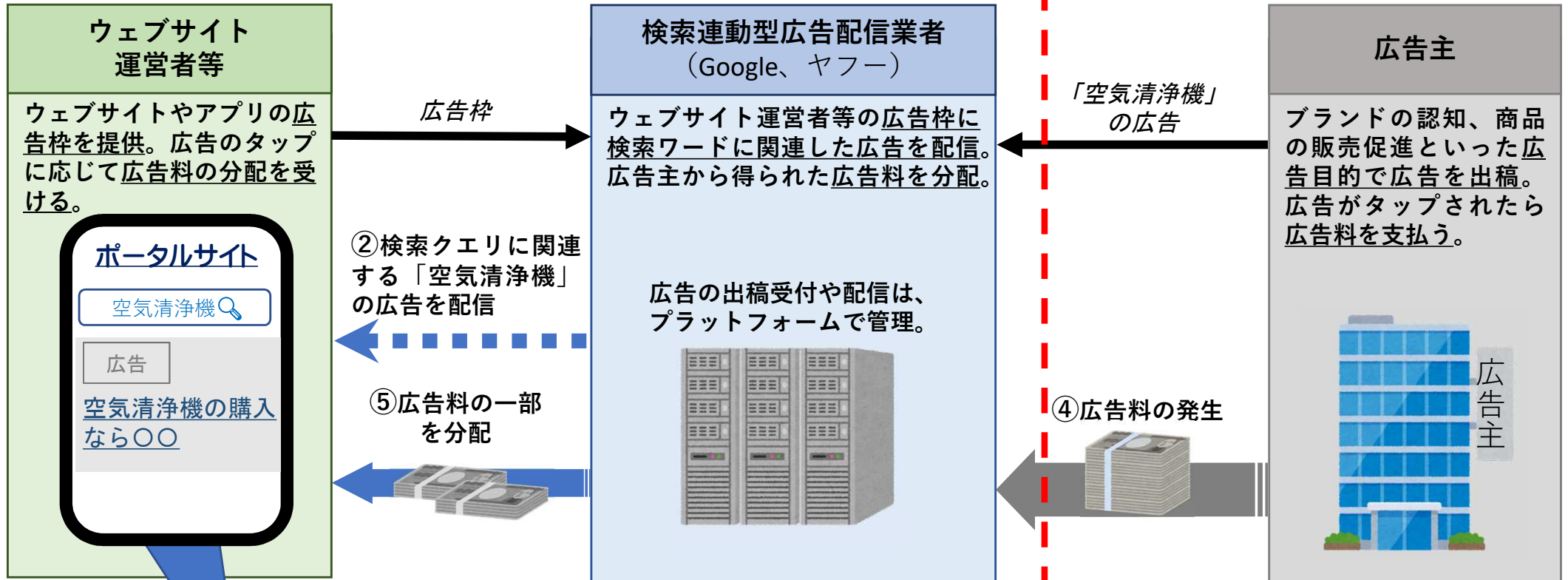
ヤフーは取引が  
できなくなり、  
広告収益を失う

ヤフーのモバイル・シンジケーション取引の継続を困難にし、  
独占禁止法上問題となるおそれ

<独占禁止法第3条（私的独占）又は同法第19条（不公正な取引方法第2項（その他の取引拒絶）又は第14項（競争者に対する取引妨害））>

# (参考) モバイル・シンジケーション取引とは

## モバイル・シンジケーション取引



①ユーザーが「空気清浄機」と検索



③ユーザーが広告をタップ



## Google LLCから申請のあった確約計画の認定について（確約計画（排除確保措置計画）の概要）

- (1) 違反被疑行為を取りやめていること及び(3)を意思決定機関（Google LLCのマネージング・メンバー）において決議
- (2) (1)について、ヤフーへ通知し、関連従業員へ周知徹底する。
- (3) 公正取引委員会が事前に承認した場合を除き、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必要な技術（検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術）の提供を制限しないこととし、この措置を今後3年間実施する。
- (4) モバイル・シンジケーション取引について、ヤフーとの間で、引き続き、独自性を確保する手段及び情報分離を確保する手段を講じることとし、この措置を今後3年間実施する。
- (5) コンプライアンス体制の整備（独占禁止法の遵守について、行動指針の作成・周知や研修・外部専門家の監督に基づく監査を実施する。）
- (6) 上記(1)～(5)の措置の履行状況を、定期的に公正取引委員会に報告する。